第1章　地域別構想について

全体構想の都市づくりの方針を受けて、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるため、本市を13の地域に区分し、地域別のまちづくり方針を定めます。

1．地域別構想の役割

全体構想及び分野別構想では、市全域を対象として、都市づくりの目標や都市づくりの方針を定めていますが、日常的な生活や都市活動の視点から見ると分かりにくく、身近に感じにくいところがあります。

また、本市は風光明媚な自然環境を有する山間部や海岸部から、全国でも上位の都市基盤が整備された市街地まで多様な地理的条件、歴史的経緯の異なる地域があり、全体構想ではそうした特長をすべて捉えきることは出来ません。

そのため、市民の皆さんが主体的にまちづくり活動を実践する上での指針として、地区のまちづくりと全体構想を繋ぐ地域レベルのまちづくり方針を定めます。また、市民の皆さんと行政が協働のまちづくりを進める上での共通の考え方としても活用していきます。

2．地域別まちづくり方針の策定経緯

地域別のまちづくり方針を定めるにあたり、13の地域を対象にまちづくりワークショップを開催しました。ワークショップには市民の皆さんにご参加をいただき、地域で残したいまちづくりの資源や問題・課題、将来のまちづくりの方向性等に関する意見交換を行いました。

その後、参加者の皆さんから頂いた意見について、都市全体を対象とした全体構想や分野別構想との整合を図りながら、地域別まちづくり方針として共有すべき考え方を整理しました。第2章の「地域別まちづくり方針」において、特に地域の方に主体的に取り組んでいただきたい項目については☆印で示しています。

3．地域区分の考え方

市町村合併や戦災復興等の歴史的経緯をはじめ、都市計画や地形地物（河川、鉄道、道路等）など、土地利用の視点を基本として、コミュニティ活動（小学校区、公民館区等）の視点に配慮し、本市の行政区域を13地域に区分しています。

地域区分の根拠	Step1：既往計画、戦災復興土地区画整理事業の範囲、昭和35年の人口集中地区等を総合的に考慮し、「①市街地中心部」（中心市街地を包む既成市街地）を設定 Step2：「①市街地中心部」から連続する市街地とその後背にある一団の自然環境を有し、国道・県道等で連結される地域を区分（「②市街地東部」～「⑦市街地南部」） Step3：市町村合併の経緯や日常生活圏、自由な移動の環境づくり（公共交通の考え方）等を考慮して地域を区分（「⑧南東部」、「⑨北部」、「⑩北西部」、「⑪南西部」、「⑫西部」、「⑬東部」）

※地域区分と小学校区、公民館区の関係について

本市では、小学校区や公民館区を基本とした地区単位のまちづくり活動が行われています。本計画では小学校区や公民館区は基礎生活の単位として考えており、13の地域区分はそうした地区単位のまちづくり活動を制限するものではありません。

■ 地域区分

※　＿下線は2つの地域にまたがる地区

番号	地域名称	地域に含まれる地区（公民館区）
1	市街地中心部	順化、宝永、旭、日之出、松本、春山、日新、湊、足羽、豊、木田、和田
2	市街地東部	円山、岡保、酒生、旭、日之出、和田
3	市街地北東部	中藤島、東藤島、啓蒙
4	市街地北部	明新、松本、春山、宝永
5	市街地北西部	日新、西藤島、湊、東安居
6	市街地南西部	社北、社西、社南、足羽、東安居
7	市街地南部	清明、麻生津、豊、木田
8	南東部	東郷、上文殊、一乗、六条、文殊、酒生
9	北部	森田、河合
10	北西部	大安寺、本郷、宮ノ下、鶉、棗、鷹巣、国見、西藤島
11	南西部	安居、一光、清水東、清水北、清水南、清水西
12	西部	国見、殿下、越廼
13	東部	美山

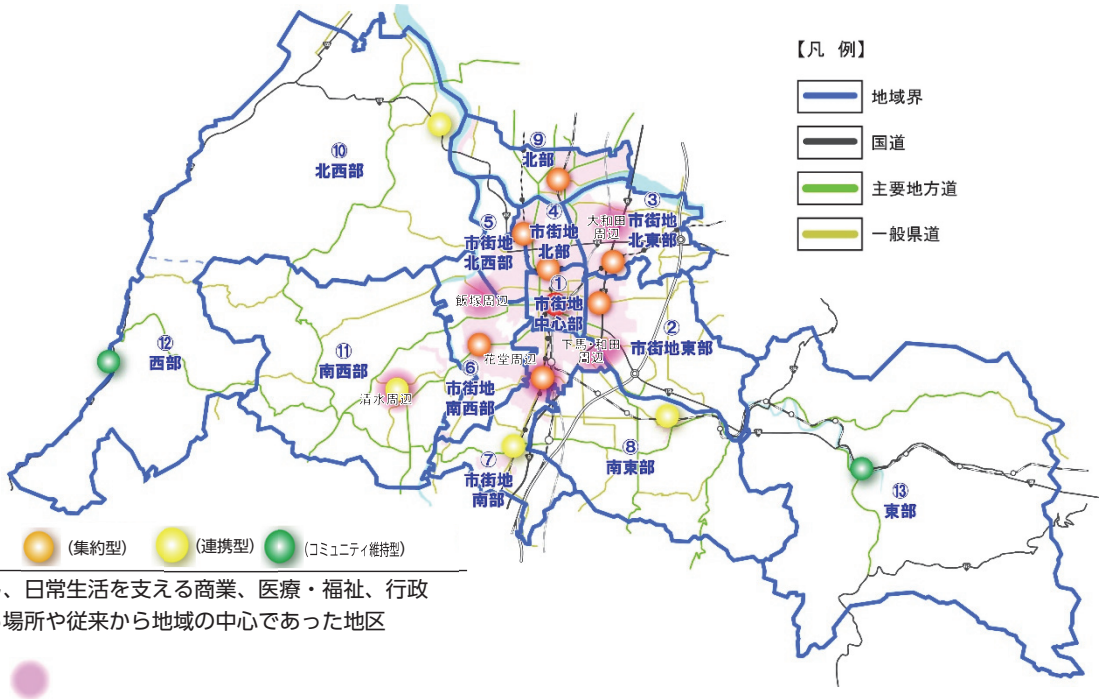

地域拠点　（集約型）（連携型）（コミュニティ維持型）

公共交通と連携し、日常生活を支える商業、医療・福祉、行政機能等が集積する場所や従来から地域の中心であった地区

広域生活拠点

地域拠点を補完し、既存の機能を活用して、日常生活の楽しさや豊かさを支える広域的な拠点

4. 地域別構想のページ構成

13の地域ごとに6ページで構成しており、各ページに記載している内容は下記のとおりです。

1ページ目	地域の概況	地域の特性や主な資源・施設等
2、3ページ目	地域の状況	人口、土地利用、想定される災害、住民意識
4、5ページ目	まちづくり方針	まちづくりの基本的な考え方及び基本方針 ※地域の方や行政の取組を記載
6ページ目	まちづくり方針図	まちづくりの方針のうち場所性を有する取組を記載した図

※地域の状況に掲載している内容は、地域の立地により異なります。